

平成 31 年度「県政だより みえ」と連動した映像による情報発信業務に関する仕様書

1. 業務名

平成 31 年度「県政だより みえ」と連動した映像による情報発信業務

2. 業務目的

毎月の「県政だより みえ」に掲載されている内容を、三重県内全域に、映像と音声を通じて動画により県の取り組みをわかりやすく県民に伝えることをめざす。

3. 業務内容

(1) 委託する業務

- ・「県政だより みえ」に掲載されている内容を三重県ホームページ上のインターネット放送局で配信するための映像の作成
- ・提案者が提案する媒体を使つての映像の配信

(2) 配信媒体

三重県ホームページ上のインターネット放送局での映像配信を行う。これに加え、テレビ放送（地上デジタル放送、衛星放送（BS、CS）、有線放送（ケーブルテレビ））やインターネットテレビなどの媒体を活用した映像配信を行う。

(3) 配信エリア

三重県内全域とする。

(4) 配信映像名

企画提案者が提案すること。

(5) 業務実施期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 27 日（金）までとする。

(6) 配信回数

平成 31 年 4 月から、毎月 1 回（年 12 回）以上定期配信を行うこと。

ただし、4 月の契約となるため、定期配信が始まるまでの間、最大 2 カ月間、当該月内であれば、定期配信時期は異なってもよいものとする。その際には、配信開始時期及び配信回数の内訳を記載すること。

(7) 定期配信時期

「県政だより みえ」が発行される当該月の中旬（11 日～20 日の間）で、改めて「県政だより みえ」に掲載された内容を配信することで、県民が関心を持ち内容を再認識してもらうとともに、かつ翌月号の案内を行うために最大限の効果が得られるような定期配信時期（記載例：毎月第 3 水曜日 18 時 00 分～10 分）及びその理由を提案すること。

ただし、実際の定期配信時期等は、提案内容を踏まえ県と協議して決めることとする。

(8) 配信の長さ

配信時間は 9 分以上とする。

(9) 映像内容

- ・「県政だより みえ」の特集や連載企画などの掲載内容のうち県が指定するテーマについて、映像と音声の特性を生かし、県の取り組みをよりわかりやすく県民に伝えることができるものとする。
- ・上記とあわせ、県からのお知らせやイベント情報などを取り上げる。

なお、配信内容については、県と協議の上決定するものとする。

(10) 二次利用

配信した動画は二次利用できることとする。なお、三重県ホームページで動画配信できるように、動画配信用の映像、音声、テロップなど必要に応じて編集すること。

(11) 聴覚障がい者への対応

手話通訳及び字幕付きとすること。また、手話通訳については、各地域によって意味や表現方法が異なるため、当該業務に関する手話通訳を実施する者においては、手話通訳士資格を有する方で、三重県内の聴覚に障がいのある方が理解できる手話通訳が可能な方を登用すること。

なお、手話通訳士とは、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）」第2条に規定により認定を受けた社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが手話通訳技能審査・証明事業により付与する手話通訳士の称号を有する者とする。

(12) 配信映像構成

配信映像名、オープニングタイトル、本編、エンドタイトル（三重県 県章付き）

なお、(6) ただし書きにおいては、この構成によらなくともよいものとする。

(13) 表現手法

取材により表現すること。その他、レポーター形式、タレント起用、CG・マスコットキャラクター・資料映像使用などの表現も可とする。なお、提案にあたっては、より多くの県民に視聴してもらえるような表現手法とすること。

(14) より多くの視聴につながる提案

見積金額内での動画再生回数の増加方法、チャンネル登録者数の増加方法、配信映像の宣伝、再配信の実施、視聴者からの意見募集、など、各提案者から提案があったものについては、県と協議・合意のうえ実施する。

(15) 納品

配信後、動画配信用の映像、音声、テロップなど編集した動画データを納品すること。

なお、動画データのファイル形式はMP4とする。

(16) 本県との調整

業務実施にあたっては、配信項目や取材先、表現手法等に関して本県と協議を行うこととする。

4. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

5. 機密の保持

受注者は、本業務（委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

7. 業務実施上の条件

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

8. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 発注所属に報告すること
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。